

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十五年 五月三十一日

## 目次

告示

漁業権免許の内容たるべき事項等

(農政課)

一

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業の免許を受けた者が漁業権を行使できる

制限等

(内水面漁場管理委員会)

一五

公示

第五種共同漁業権の増殖指針

(農政課)

一七

## 告示

岐阜県告示第三百十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により次のとおり漁業権免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 漁業種類

第一種共同漁業、第五種共同漁業、第一種区画漁業及び第二種区画漁業

### 二 公示番号、漁業の名称並びに漁場の位置及び区域別表のとおり

### 三 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

### 四 制限又は条件

1 第一種共同漁業及び第五種共同漁業

河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

2 第一種区画漁業

水質汚濁の防止に留意すること。

3 第二種区画漁業

(一) 内区二十六第二号から内区二十六第十号まで

(1) 魚止め施設は、常時完備しておくこと。

(2) 河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

(二) 内区二十六第十一号

魚止め施設は、常時完備しておくこと。

五 存続期間

- 1 第一種共同漁業及び第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号  
平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 2 第五種共同漁業のうち内共第四十七号  
平成二十五年九月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 3 第一種区画漁業及び第二種区画漁業  
平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

六 免許予定日

- 1 第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種区画漁業及び第二種区画漁業

- 2 平成二十六年一月一日  
第五種共同漁業のうち内共第四十七号  
平成二十五年九月一日
- 七 申請期間
- 1 第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種区画漁業及び第二種区画漁業  
平成二十五年十一月一日から平成二十五年十一月二十九日まで
  - 2 第五種共同漁業のうち内共第四十七号  
平成二十五年七月一日から平成二十五年七月三十一日まで
- 八 関係地区又は地元地区  
別表のとおり

別表

第一種共同漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内共第一号	しじみ漁業	基点第一号と基点第二号とを結ぶ線から基点第三号と基点第四号とを結ぶ線までの揖斐川 基点第一号 海津市南濃町田鶴地内揖斐川右岸の国土交通省 河川距離標十六・六キロメートルの点 基点第二号 海津市海津町地内帆引新田排水機樋管の下流端 基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点 基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点	海津市
内共第二号	しじみ漁業	基点第一号から基点第五号と基点第六号とを結ぶ線までの揖斐川 基点第一号 大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に設置された難波野えん堤下流端の線 基点第五号 養老郡養老町大巻地内揖斐川右岸の国土交通省 河川距離標二十七・二キロメートルの点 基点第六号 養老郡養老町大巻地内揖斐川左岸の国土交通省 河川距離標二十七・二キロメートルの点	大垣市、養老郡養老町及び安八郡輪之内町

第五種共同漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内共第三号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業及びもろこ漁業	基線第二号から上流の大江川及び東大江川並びにそれらの支派川 基線第二号 海津市海津町油島地内大江排水機閘門の下流端の線	海津市
内共第四号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業及びもろこ漁業	基線第三号から上流の中江川及びその支派川 基線第三号 海津市海津町万寿新田地内中江排水機閘門の下流端の線	海津市
内共第五号	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	基点第一号と基点第二号とを結ぶ線から基点第三号と基点第四号とを結ぶ線までの揖斐川、田鶴川、長除川、津屋川及び五三川並びにそれらの支派川 基点第一号 海津市南濃町田鶴地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標十六・六キロメートルの点 基点第二号 海津市海津町地内帆引新田排水機樋管の下流端 基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点 基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点	海津市及び養老郡養老町
内共第六号	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びもくすがに漁業	基点第三号と基点第四号とを結ぶ線から基点第七号と基点第八号とを結ぶ線までの揖斐川、基線第四号から下流の牧田川、金草川、石畑川、杭瀬川、相川、色目川、泥川、大谷川、矢道川、薬師川、梅谷川、大滝川、岩手川、大栗毛川、菅野川、奥川、東川、中川、深町川、小畑川、水門川、中之江川、新規川、平野井川及び東平野井川並びに基線第五号から下流の根尾川並びにそれらの支派川 基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点 基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点 基点第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標四十六・二キロメートルの点 基点第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端 基線第四号 養老郡養老町高田と同町直江とに架かる高田橋	大垣市（平成十八年三月二十六日における大垣市の区域に限る。）、瑞穂市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町並びに揖斐郡大野町及び池田町

<p>内共第七号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びびつぐい漁業</p>	<p>基線第五号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先との下流端の線 設置された根尾川第五床固めえん堤の下流端の線</p>	<p>大垣市（平成十八年三月二十六日における養老郡上石津町の区域に限る。）、養老郡養老町及び不破郡関ヶ原町</p>
<p>内共第八号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、おいかわ漁業及びびつぐい漁業</p>	<p>基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府内川及び根尾東谷川、基線第六号から上流の系貫川、基線第七号から上流の五六川並びに基線第八号から上流の犀川及び政田川並びにそれらの支派川 基線第五号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の下流端の線 基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新系貫橋の下流端の線 基線第七号 瑞穂市荒川と同市本田とに架かる五六橋の下流端の線 基線第八号 瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線</p>	<p>瑞穂市、本巣市、揖斐郡揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡谷汲村の区域に限る。）及び大野町並びに本巣郡北方町</p>
<p>内共第九号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びびつぐい漁業</p>	<p>基線第七号と基線第八号とを結ぶ線から基線第九号までの揖斐川、白石川、桂川、粕川、高橋谷川、長谷川及び表川並びにそれらの支派川 基線第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標四十六・二キロメートルの点 基線第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端 基線第九号 揖斐郡揖斐川町三倉地先と同町鎌曾地先とに設置された西平えん堤の下流端の線</p>	<p>安八郡神戸町並びに揖斐郡揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町、春日村及び久瀬村の区域に限る。）、大野町及び池田町</p>
<p>内共第十号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びびつぐい漁業</p>	<p>基線第九号から基線第十一号と基線第十二号とを結ぶ線までの揖斐川、飛鳥川、高知川及び日坂川並びにそれらの支派川 基線第九号 揖斐郡揖斐川町三倉地先と同町鎌曾地先とに設置された西平えん堤の下流端の線 基線第十一号 揖斐郡揖斐川町西津汲字大牧一九八〇番地の</p>	<p>揖斐郡揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町、谷汲村及び久瀬村の区域に限る。）</p>

内共第十一号	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びびぐい漁業	基点第十二号 揖斐郡揖斐川町榎原字小倉一番地の五の南端 基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から基点第十三号と基点第十四号とを結ぶ線までの揖斐川、坂内川、白川、大谷川、広瀬浅又川、八草川及び原谷川並びにそれらの支派川 基点第十一号 揖斐郡揖斐川町西津汲字大牧一九八〇番地の五の北西端 基点第十二号 揖斐郡揖斐川町榎原字小倉一番地の五の南端 基点第十三号 揖斐郡揖斐川町鶴見字大津瀬四番地の五の北端 基点第十四号 揖斐郡揖斐川町東杉原字奥山二二一九番地の南西端	揖斐郡揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡藤橋村及び坂内村の区域に限る。)
内共第十二号	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業及びびぐい漁業	基点第十五号と点イとを結ぶ線から基点第十号までの長良川及び桑原川並びにそれらの支派川 基点第十五号 海津市海津町木曾川・長良川瀬割堤上岐阜・点イ 基点第十五号から二百二十一度の線と長良川右岸との交点 基点第十号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大藪大橋の下流端の線	羽島市、海津市(平成十七年三月二十七日における海津市海津町及び平田町の区域に限る。)及び安八郡輪之内町
内共第十三号	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業及びびぐいがに漁業	基点第十号から基点第十一号までの長良川並びに基点第十二号から下流の犀川、境川、新荒田川、岩戸川、岩地川及び大江川並びにそれらの支派川 基点第十号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大藪大橋の下流端の線 基点第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる長良大橋の下流端の線 基点第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線	岐阜市、大垣市(平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。)、羽島市、各務原市、羽島郡岐南町並びに安八郡輪之内町及び安八町
内共第十四号	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びびぐいがに漁業	基点第十一号から基点第十六号と点イとを結ぶ線までの長良川、基点第六号から下流の系貫川、基点第十三号から下流の伊自良川並びに基点第十六号と基点第十七号を結ぶ線から下流の津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、新堀川、正木川、鷲山川、鳥羽川、天神川、新川、石田川、椎倉川、東川、椿川、城田寺川、しびり川、両満川及び山田川並びにそれらの支派川 基点第六号 本巢市小柿と本巢郡北方町高屋とに架かる新系貫橋の下流端の線	岐阜市(平成十七年十二月三十一日における岐阜市の区域に限る。)、大垣市(平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。)、山県市、瑞穂市、本巢市(平成十六年一月三十一日における本巢郡真正町の区域に限る。))及び本

<p>内共第十五号</p>	<p>こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びびもくすがに漁業</p>	<p>基線第十二号から基線第八号までの犀川並びに基線第七号から下流の五六川、天王川、中川、新堀川、高野川、新高野川及び長護寺川並びにそれらの支派川          基線第七号 瑞穂市荒川と同市本田とに架かる五六橋の下流端の線          基線第八号 瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線          基線第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線</p>	<p>大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）及び瑞穂市</p>
<p>内共第十六号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>基線第十六号と点イとを結ぶ線から点ロと点ハとを結ぶ線までの長良川、基線第二十号と基線第二十一号を結ぶ線から下流の武儀川並びに基線第二十二号と基線第二十三号とを結ぶ線から下流の板取川、福富川、エゴ川、余取川、片知川、神洞川及び半道川並びにそれらの支派川          基線第十六号 岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点下流端から下流百四十メートルの点          基線第十八号 岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距離五十九・八キロメートルの点          基線第十九号 美濃市洲原地内中部電力株式会社長良川発電所制水口を中心          基線第二十号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点          基線第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋左岸下流端から下流百六十メートルの点          基線第二十二号 美濃市大字乙狩字細野一六四番地の一の北東端          基線第二十三号 関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端</p>	<p>岐阜市、関市（平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る。）、美濃市及び山県市</p>

巢郡北方町

<p>内共第二十号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、うな</p>	<p>基点第二十号と基点第二十一号とを結ぶ線から上流の武儀川、</p>	<p>山県市</p>
<p>内共第十九号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びあじめどじょう漁業</p>	<p>基点第二十四号と基点第二十五号とを結ぶ線から上流の津保川、川浦川、大洞川、甘屋川、太市川、納古川、志津野川、小野川、轡野川、祖父川、中之保川、水成川、武儀倉川、小那比川及び少合川並びにそれらの支派川          基点第二十四号 関市肥田瀬字上野一九八九番地の四の北東端          基点第二十五号 加茂郡富加町高畑字下川原五六五番地の三の北端</p>	<p>関市（平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村の区域に限る。）、美濃加茂市、郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡町の区域に限る。）及び加茂郡富加町</p>
<p>内共第十八号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>基点第十六号と基点第十七号とを結ぶ線から基点第二十四号と基点第二十五号とを結ぶ線までの津保川、関川、吉田川、蜂屋川及び詰田川並びにそれらの支派川          基点第十六号 岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点          下流端から下流百四十メートルの点          基点第十七号 岐阜市上芥見地内各務用水排水口の下流端から上流三十メートルの点          基点第二十四号 関市肥田瀬字上野一九八九番地の四の北東端          基点第二十五号 加茂郡富加町高畑字下川原五六五番地の三の北端</p>	<p>岐阜市、関市、美濃加茂市及び加茂郡富加町</p>
<p>内共第十七号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>点イ 基点第十八号から三百十五度四十七分の線と長良川右岸との交点          点ロ 基点第十九号から三百三十度の線と長良川左岸との交点          点ハ 基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交点          点イと点ロとを結ぶ線から上流の長良川、粥川、亀尾島川、吉田川、小駄良川、神路川、落部谷川、栗巢川、古道川、大間見川、小間見川、牛道川、阿多岐川、板倉川、曾部地川及び鷲見川並びにそれらの支派川          基点第十九号 美濃市洲原地内中部電力株式会社長良川発電所制水口を中心          点イ 基点第十九号から三百三十度の線と長良川左岸との交点          点ロ 基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交点</p>	<p>郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡町、大和町、白鳥町（昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域を除く。）、高鷲村、美並村及び明宝村の区域に限る。）</p>

<p>内共第二十一号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びあじめどじょう漁業</p>	<p>西洞川、日永谷川、出戸川、船越川、神崎川及び伊住戸川並びにそれらの支派川                  基点第二十号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点                  基点第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋左岸下流端から下流百六十メートルの点</p>	<p>関市(同市武芸川町谷口並びに平成十七年二月六日における武儀郡洞戸村及び板取村の区域に限る。)</p>
<p>内共第二十二号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びあじめどじょう漁業</p>	<p>基点第二十二号と基点第二十三号とを結ぶ線から上流の板取川及び基点第十四号から下流の柿野川並びにそれらの支派川                  基点第二十二号 美濃市大字乙狩字細野一六四番地の一の北東端                  基点第二十三号 関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端                  基点第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線                  基点第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線</p>	<p>山県市</p>
<p>内共第二十三号</p>	<p>にじます漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業</p>	<p>基点第二十六号と点イとを結ぶ線から上流の可児川、矢戸川、横市川、久々利川、姫川、大森川、中郷川、瀬田川、比衣川、真名田川、唐沢川、平芝川、切木川及び津橋川並びにそれらの支派川                  基点第二十六号 可児市大脇四八〇三番地の北東端                  点イ 基点第二十六号から六十八度四十分の線と可児川右岸との交点</p>	<p>多治見市、瑞浪市、可児市(平成十七年四月三十日における可児市の区域に限る。)                  及び可児郡御嵩町</p>
<p>内共第二十四号</p>	<p>こい漁業及びうなぎ漁業</p>	<p>基点第十五号から基点第十六号までの木曾川並びに基点第二十七号と基点第二十八号とを結ぶ線から下流の飛驒川及び深渡川並びにそれらの支派川                  基点第十五号 美濃加茂市古井町下古井地先と可児市今渡地先とに設置された今渡えん堤の下流端の線                  基点第十六号 加茂郡八百津町和知地先と可児市兼山地先とに設置された兼山えん堤の下流端の線                  基点第二十七号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の右岸下流端から下流二十四メートルの点                  基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の左岸下流端から下流十二メートルの点</p>	<p>美濃加茂市、可児市、加茂郡八百津町及び可児郡御嵩町</p>



<p>内共第二十五号</p> <p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業</p>	<p>基礎第十六号から基礎第十七号までの木曾川及びその支派川 基礎第十六号 加茂郡八百津町和知地先と可児市兼山地先とに設置された兼山えん堤の下流端の線 基礎第十七号 恵那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地先とに設置された笠置えん堤の下流端の線</p>	<p>瑞浪市、恵那市、可児市（平成十七年四月三十日における可児郡兼山町の区域に限る。）、加茂郡八百津町及び可児郡御高町</p>
<p>内共第二十六号</p> <p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業</p>	<p>基礎第十七号から基礎第二十九号と基点第三十号とを結ぶ線までの木曾川、沢尻川、中野方川、力石川、千田川、和田川、柏ヶ根川、阿木川、濁川、横町川、永田川、田邊川、定蓮寺川、飯沼川、岩村川、湯壺川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川、野田川、久須田川、寺川、千旦林川、坂本川、一之瀬川、付知川、狩宿川、麦搦川、木積沢川、松島川、長根川、柏原川、横川、山の田川、中津川、四ツ目川、後田川、前川、落合川、湯舟沢川、島田川、牧沢川、外洞川及び川上川並びにそれらの支派川 基礎第十七号 恵那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地先とに設置された笠置えん堤の下流端の線 基点第二十九号 主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県境との交差点南端 基点第三十号 中津川市山口五番地の一の北東端</p>	<p>中津川市及び恵那市</p>
<p>内共第二十七号</p> <p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>基点第二十七号と基点第二十八号とを結ぶ線から基礎第十八号までの飛驒川、雄鳥川、飯田川、水無瀬川、尾賀野川、神淵川、飯高川、葛屋川、間見川、奥田川、八日市川、葉津川、杉洞川、白川、田代沢川、黒川、赤川、栃平川、柿反川、洞山川、柏本川、西洞川、佐広川、曲坂川、大明神川、新巢川、佐見川、稲田川、小野日蔭川及び菅田川並びにそれらの支派川 基点第二十七号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の右岸下流端から下流二十四メートルの点 基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の左岸下流端から下流十二メートルの点 基点第二十八号 下呂市金山町井尻地先と同市金山町田島地先とに設置された七宗発電所えん堤の下流端の線</p>	<p>中津川市（平成十七年二月十二日における恵那郡加子母村の区域に限る。）、美濃加茂市、下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。）並びに加茂郡川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村</p>
<p>内共第二十八号</p> <p>あゆ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業</p>	<p>基礎第十八号から基礎第十九号までの飛驒川及びその支派川 基礎第十八号 下呂市金山町井尻地先と同市金山町田島地先とに設置された七宗発電所えん堤の下流端の線 基礎第十九号 下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架</p>	<p>下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。）</p>

<p>内共第二十九号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>かる金山橋の下流端の線</p> <p>基線第十九号から基線第二十号までの飛驒川、門和佐川、竹原川、輪川、乗政川、神梨川、般若川、白山川、山之口川、カシヤ谷川、大ヶ洞川、小坂川、大洞川及び兵衛谷川並びにそれらの支派川</p> <p>基線第十九号 下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架かる金山橋の下流端の線</p> <p>基線第二十号 下呂市小坂町柝洞と高山市久々野町阿多粕とに架かるJR東海高山本線第十六益田川橋梁の下流端の線</p>	<p>高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡久々野町の区域に限る。）及び下呂市</p>
<p>内共第三十号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業</p>	<p>基線第二十号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩蔵川、黍生川、小長谷川、脇谷川、日和田川及び暮岩川並びにそれらの支派川</p> <p>基線第二十号 下呂市小坂町柝洞と高山市久々野町阿多粕とに架かるJR東海高山本線第十六益田川橋梁の下流端の線</p>	<p>高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡宮村、久々野町、朝日村及び高根村の区域に限る。）及び下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡小坂町の区域に限る。）</p>
<p>内共第三十一号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、わかさぎ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業</p>	<p>基線第十九号から基線第三十一号と基線第三十二号とを結ぶ線までの馬瀬川並びに基線第二十一号から下流の和良川、戸川及び弓掛川並びにそれらの支派川</p> <p>基線第十九号 下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架かる金山橋の下流端の線</p> <p>基線第二十一号 下呂市金山町坂ヶ洞地先と郡上市和良町方須地先とに設置された中原用水えん堤の下流端の線</p> <p>基線第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識</p> <p>基線第三十二号 下呂市金山町弓掛細越六九番の二地先の標識</p>	<p>郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡明宝村及び和良村の区域に限る。）及び下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡金山町及び馬瀬村の区域に限る。）</p>
<p>内共第三十二号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業</p>	<p>基線第三十一号と基線第三十二号とを結ぶ線から上流の馬瀬川及び小原川並びにそれらの支派川</p> <p>基線第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識</p> <p>基線第三十二号 下呂市金山町弓掛細越六九番の二地先の標識</p>	<p>高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。）及び下呂市（平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。）</p>
<p>内共第三十三号</p>	<p>あゆ漁業、あまこ漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業</p>	<p>基線第二十一号から上流の和良川、土京川、鬼谷川及び入間川並びにそれらの支派川</p>	<p>郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡八幡</p>

<p>業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業</p>	<p>基線第二十一号 下呂市金山町坂ヶ洞地先と郡上市和良町方須地先とに設置された中原用水えん堤の downstream 端の線</p>	<p>町及び和良村の区域に限る。) 及び下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。)</p>
<p>内共第三十四号 あゆ漁業、あまこ漁業、にじます漁業、こい漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業及びおいかわ漁業</p>	<p>基点第三十三号と基点第三十四号とを結ぶ線から上流の土岐川、市之倉川、辛沢川、大原川、笠原川、大沢川、芝草川、平園川、富士下川、生田川、高田川、妻木川、前の川、裏山川、下石川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川、日吉川、白倉川、狭間川、万尺川、小里川、萩原川、猿爪川、新田川、於鬮瀬川、田沢川、久保原川、佐々良木川、中沢川、椋実川、藤川及び河川並びにそれらの支派川 基点第三十三号 多治見市市之倉一三丁目二〇番地の南西端 基点第三十四号 多治見市諏訪町川西一五七番地の南東端</p>	<p>多治見市、瑞浪市、恵那市及び土岐市</p>
<p>内共第三十五号 あゆ漁業、あまこ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業</p>	<p>点イと点ロとを結ぶ線から上流の明智川、大平川、高波川、馬木川、中沢川、小杉川、源内川、吉田川、滝坂川、野志川及び荒井川並びにそれらの支派川 基点第三十五号 恵那市明智町横通乳首洞小林四四四の一の三番地先の岐阜・愛知県境標識 点イ 基点第三十五号から百三十五度の線と明智川右岸との交点 点ロ 点イから七十度の線と明智川左岸との交点</p>	<p>恵那市(平成十六年十月二十四日における恵那郡明智町及び串原村の区域に限る。)</p>
<p>内共第三十六号 あゆ漁業、あまこ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業</p>	<p>点イと点ロとを結ぶ線から基線第二十二号までのうち恵那市上矢作町大平地内大平橋より下流の上村川、木之実川及び飯田河川並びにそれらの支派川並びに同橋より上流の上村川 基点第三十六号 愛知県豊田市押山町地内国界橋の南西端 点イ 基点第三十六号から二百九十五度の線と上村川左岸との交点 点ロ 基点第三十六号から二百九十三度五十分の線と上村川右岸との交点 基線第二十二号 恵那市上矢作町と長野県下伊那郡平谷村とに設置された上村えん堤の上流端の線</p>	<p>恵那市(平成十六年十月二十四日における恵那郡上矢作町の区域に限る。)</p>
<p>内共第三十七号 あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業及び</p>	<p>基点第三十七号と点イとを結ぶ線から基点第三十八号と点ロとを結ぶ線までの宮川並びに基点第三十九号と点八とを結ぶ線から下流の小鳥川、稲越川及び金山谷川並びにそれらの支派川 基点第三十七号 飛騨市宮川町小豆沢焼畑地内岐阜・富山県境標識</p>	<p>高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。)及び飛騨市(平成十六年一月三十一日における吉城郡古川町</p>

<p>内共第三十八号</p>	<p>あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びひじか漁業</p>	<p>よしのぼり漁業</p>	<p>河合村及び宮川村の区域に限る。</p>
<p>内共第三十九号</p>	<p>あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、ひじか漁業及びよしのぼり漁業</p>	<p>基点第三十八号 飛驒市古川町さいの神四五番地の一二の南端          基点第三十九号 高山市清見町江黒八九番地の一の北西端          点イ 基点第三十七号から百八十度の線と宮川右岸との交点          点ロ 基点第三十八号から二百七十度の線と宮川左岸との交点          点ハ 基点第三十九号から二百九十度の線と小鳥川左岸との交点</p>	<p>高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡丹生川村、清見村及び宮川並びに吉城郡国府町の区域に限る。)及び飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)</p>
<p>内共第四十号</p>	<p>いわな漁業</p>	<p>基点第四十号と基点第四十一号とを結ぶ線から上流の高原川、跡津川、山田川、吉田川、蔵柱川、双六川、中ノ俣川、北ノ俣川及び蒲田川並びにそれらの支派川          基点第四十号 飛驒市神岡町中山上の山林五九三番地の三の東南端          基点第四十一号 飛驒市神岡町中山と富山県富山市東猪谷とに架かる新猪谷橋の右岸下流端</p>	<p>飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)</p>
<p>内共第四十一号</p>	<p>あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい</p>	<p>基点第三十九号と点イとを結ぶ線から上流の小鳥川及び片野川並びにそれらの支派川</p>	<p>高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡清見</p>

内共第四十二号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	<p>基点第三十九号 高山市清見町江黒八九番地の一の北西端 点イ 基点第三十九号から二百九十度の線と小鳥川左岸との交点</p> <p>基点第二十三号から上流の荒城川及びその支派川 基点第二十三号 高山市丹生川町柏原スサコと同市国府町宮地鞍測とに設置されたスサコ頭首工の上流端の線</p>	高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡丹生川村及び吉城郡国府町の区域に限る。）
内共第四十三号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	<p>基点第二十四号から上流の小八賀川、大萱谷川、山口谷川、小木曾谷川及び池ノ俣川並びにそれらの支派川 基点第二十四号 高山市丹生川町新張西ヶ原地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線</p>	高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡丹生川村の区域に限る。）
内共第四十四号	いわな漁業	<p>基点第四十二号と点イとを結ぶ線から上流の万波川及びその支派川 基点第四十二号 飛驒市宮川町三八四番地と同三八五番地との境の西端 点イ 基点第四十二号から三百十度の線と万波川左岸との交点</p>	飛驒市（平成十六年一月三十一日における吉城郡宮川村の区域に限る。）
内共第四十五号	いわな漁業	<p>基点第二十六号から上流の大長谷川及びその支派川 基点第二十六号 飛驒市河合町二ツ屋青はげと同市河合町二ツ屋四百間とに架かる大長谷橋の下流端の線</p>	飛驒市（平成十六年一月三十一日における吉城郡宮川村の区域に限る。）
内共第四十六号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業	<p>基点第四十三号と点イとを結ぶ線から上流の庄川、加須良川、宮谷川、牛首谷川、荒谷川、小谷川、中沢川、大白川、大白水谷川、六蔵川、森茂川、尾上郷川、大黒川、イチコ沢川、アマゴ谷川、大シウド谷川、小シウド谷川、小シウド沢川、大日谷川、海上谷川、第三別山谷川、第二別山谷川、第一別山谷川、落部川、御手洗川、野々俣川、町屋川、一色川、寺河戸川及び三谷川並びにそれらの支派川 基点第四十三号 大野郡白川村小白川大洞六六二番地の北東端 点イ 基点第四十三号から七十度の線と庄川右岸との交点</p>	高山市（平成十七年一月三十一日における大野郡清見村及び庄川村の区域に限る。） 郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡高鷲村の区域に限る。） 及び大野郡白川村
内共第四十七号	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、にじます漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業	<p>基点第四十四号と基点第四十五号とを結ぶ線から上流の石徹白川及びその支派川 基点第四十四号 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂二〇字一の二と郡上市白鳥町石徹白字鬼神山一の八</p>	郡上市（昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域に限る。）



号	内区二十六第五号	こい養殖業及びびふな養殖業	五四六八の二及び五四八五の一からなる池沼	養老郡養老町
号	内区二十六第六号	こい養殖業及びびふな養殖業	養老郡養老町瑞穂大代一一九一並びに同町志津二二四一、一四二二及び一四四五からなる池沼	養老郡養老町
号	内区二十六第七号	こい養殖業及びびふな養殖業	養老郡養老町大巻カノ割二一三七の一、二二五〇及び二二五二並びに同町下吉野五〇三三からなる池沼	養老郡養老町
号	内区二十六第八号	こい養殖業及びびふな養殖業	養老郡養老町田鍋弦二九九の一及び二九九の二並びに同町稲川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九の一及び五七九の二からなる池沼	養老郡養老町
号	内区二十六第九号	こい養殖業及びびふな養殖業	養老郡養老町有尾下池四五六の五二三からなる池沼	養老郡養老町
号	内区二十六第十号	こい養殖業及びびふな養殖業	養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼	養老郡養老町
内区二十六第十号	こい養殖業及びびふな養殖業	こい養殖業及びびふな養殖業	海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼	海津市（平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。）
内区二十六第十号	こい養殖業及びびふな養殖業	こい養殖業及びびふな養殖業	基線第二十七号と基線第二十八号で囲まれた戸谷川の水面 基線第二十七号 郡上市美並町大字白山字井堀平地先と同市美並大字白山字戸谷地先とに設置された井堀ため池えん堤の下流端の線 基線第二十八号 郡上市美並町大字白山字井堀平と同市美並町大字白山字戸谷とに架かる井堀橋の上流端の線	郡上市（平成十六年二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。）

### 内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第三百二十一号）において告示された第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権を行使できる範囲について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次の表に掲げる漁具又は漁法（岐阜県漁業調整規則（昭和四十年岐阜県規則第百十八号）第六条の漁具又は漁法をいう。以下同じ。）及び統数の範囲内に

制限する。

また、当該免許のうち次の表に掲げる公示番号に係るもの以外のものを受けた者の当該免許に基づく漁具又は漁法による漁業権の行使については、漁業法第六十七条第一項の規定により禁止する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田 嘉俊





内共第三十三号	内共第三十二号	内共第三十一号	内共第三十号	内共第二十九号	内共第二十七号	内共第二十六号	内共第二十五号	内共第二十四号	内共第二十一号	
登り落 あじめ笠 やな	登り落 あじめ笠 やな	夜川網 登り落 あじめ笠 やな	登り落 あじめ笠 やな	夜川網 登り落 あじめ笠 やな	夜川網 登り落 あじめ笠 やな	あじめ笠 やな	やな	夜川網	夜川網 あゆ瀬張網 登り落 やな あじめ笠	登り落 魚せき やな
一三五 —〇	—二〇〇 —二〇〇	—一〇〇 —二〇〇 —四五	—三三〇 —三三〇	—一六〇 —五〇〇 —五〇〇	—九四〇 —七〇〇 —二〇〇	—二〇〇	—	—四	—四一六 —四八八 —三八二	—一五五

<p>第五種共同漁業権の増殖指針</p> <p>漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第三百十二号）において告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。</p> <p>平成二十五年五月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	公 示	内共第三十六号	やな	—
		内共第三十七号	夜川網 あゆ受網 やな	—七六〇
		内共第三十八号	夜川網 やな	—三四
		内共第三十九号	登り落 あじめ笠 やな	—五五一
		内共第四十一号	やな	—
		内共第四十二号	やな	—
		内共第四十三号	やな	—
		内共第四十六号	登り落 やな	—四
		内共第四十七号	やな	—一五

増殖方法 魚種	種 苗 放 流 (kg)										人工ふ化 (万粒)			産 卵 場 造 成 (箇 所)			
	あゆ	やまご、 やまめ	銀毛型 おまご	にじます	いわな	ふな、 こい	うなぎ	なます	もくずがに (尾)	あゆ卵	わかさぎ 卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめど じょう	かじか	よしのぼり	
内共第3号						340	60	30				3					
内共第4号						60	40	10				2					
内共第5号			175			920	130	40				3					
内共第6号	1,200		80			1,210	95	100	2,500			6					
内共第7号	250			10			20					3					
内共第8号	7,347	794		5	5	50						5					
内共第9号	1,800	247					30					4					
内共第10号	180	70		5	5		5					3					
内共第11号	1,160	310		5	5		20					3					
内共第12号			100			180	63	108				1					
内共第13号			480			1,497	30	20	4,400			1					
内共第14号	3,123		880			1,347	325	140	5,040	4,000		6	5				
内共第15号						298	70	30	2,000			1	1				
内共第16号	9,941	186		5	10	10	60					10		11	6	11	
内共第17号	15,250	1,923			15		220					6		12	10	16	
内共第18号	1,000	5				60	20	20				3		1		1	
内共第19号	2,620	50				20	40					6		4			
内共第20号	1,080	250					20					1		1			
内共第21号	2,038	118		10			45					5		13			
内共第22号	30	11					5					1		1			
内共第23号				115		200	40			120		3		2			
内共第24号							20										
内共第25号	330	44		5			50					3					

内共第26号	5,329	376		45	30		135						11	3	10	6	
内共第27号	9,320	460	15			170							7	7	7		10
内共第28号	110												2				
内共第29号	7,000	473	5	120									6	17	10	10	10
内共第30号	1,604	605		77	5	20							5	10	5	10	
内共第31号	2,750	190			5	60				120			5	5	5	5	
内共第32号	4,940	351	5		5	10							5	7	7	5	
内共第33号	1,000	80			10	20							3	7	7	7	
内共第34号	250	10	5			25				120			5				
内共第35号	520	50				15							2				
内共第36号	1,040	120				25							3				
内共第37号	4,860	440	360	520		130							5	1	1	1	3
内共第38号	4,230	430	360	90	5	65							2	5	5	1	
内共第39号	5,050	1,060	40	80		40							3	5	5	1	5
内共第40号				8													
内共第41号	160	75	60	40	5	10							1	1	1	1	
内共第42号	250	47	10	30									1				
内共第43号	50	150	10	187									1				
内共第44号				24													
内共第45号				10													
内共第46号	1,720	609	360	370	10	30							3	3	3	3	
内共第47号	60	113	5	102										1	1	2	
合 計	97,592	9,717	1,715	1,440	1,748	6,217	2,163	478	13,940	4,000	360	144	16	122	68	56	

平成二十五年五月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社